

第53期 第13回

開催年月日 令和4年9月12日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数

- | | | | |
|-------|----|------|--|
| | | 議題 1 | 高知県電子部品・デバイス・電子回路、
電子応用装置、映像・音響機械器具製造業
最低賃金改正決定の必要性に関する
特別小委員会報告等について |
| 公益代表 | 3名 | 2 | その他 |
| 労働者代表 | 3名 | | |
| 使用者代表 | 4名 | | |

次回本審開催予定日 令和5年3月予定

[開会] 午後3時02分

会長 ただ今から、第53期第13回高知地方最低賃金審議会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は西森委員、大井委員、太田委員、程岡委員、宮地委員が欠席となつております。従いまして、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員4名、委員合計10名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしていますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

会長 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金につきましては、8月1日の第10回本審において、局長から、改正決定の必要性の有無について諮問を受け、その取扱いについて特別小委員会を設置し、審議をいただいたところです。

それでは、特別小委員会の審議内容について、座長の西森委員が欠席のため中橋座長代理から報告をお願いします。

座長代理 西森座長に代わりまして、中橋からご報告いたします。9月8日に開催しました特別小委員会におきまして、改正決定の必要性の有無について審議を行いました。労使双方の主張に隔たりがあり、合意を得るには至りません

でした。

ただ今から、会長に報告書を提出し、その後で特別小委員会における労使双方の主な主張内容などを報告させていただきます。

座長代理から会長に報告書を手交

座長代理 ただ今、提出しました報告書を、事務局から朗読してください。

事務局「報告書」朗読

座長代理 それでは、私から高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正にかかる必要性の有無について特別小委員会報告に至る経過につきまして説明をさせていただきます。

座長代理説明

会 長 ただ今、中橋座長代理から9月8日に開催されました高知県電子部品等製造業最低賃金特別小委員会の審議結果につきまして報告をいただきました。この報告について、ご質問ご意見等がございましたらお願いします。

意見なし

会 長 特にないようですので、それでは、本審といたしましては、高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったとの旨、答申したいと思いますが、私と事務局のほうで用意しますのでしばらくお待ちください。

「答申（案）」を会長に持っていく内容を確認

会 長 それでは、答申案の配付をお願いします。

答申（案）配付

会 長 それでは、事務局から答申案の朗読をお願いします。

事務局「答申（案）」朗読

会 長 ただ今、朗読されました「答申（案）」につきまして、何かご意見がござ
いますでしょうか。

意見なし

会 長 特に、ご意見がなければ、この答申案のとおりとしてよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、事務局で「答申文」の準備をお願いします。

事務局から「答申文」を会長に提出

会 長 答申文をお配りする間、少しお待ちください。

各委員に「答申文（写）」を配付

会 長 それでは、局長に「答申文」をお渡しします。

会長から局長に「答申文」を手交

会 長 それでは、局長からご挨拶がありますので、よろしくをお願いします。

局 長 ただ今、会長から、「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装
置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」
答申をいただきました。

8月1日に諮問させていただいて以来、特別小委員会の委員の皆様を中心
に熱心なご審議をいただき厚くお礼申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、引き続き、高知地方最低賃金審議会の運
営につきまして、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、次は議題（2）のその他で、次回審議会の公開についてです。
次回審議会は、例年、年度末の3月中下旬に開催しています。
特定最賃の意向確認を予定しており、特に非公開とする理由はありません
ので、公開にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

了 承

会 長 了承いただきましたので、事務局は日程が決まり次第、公開の手続きをお願いします。

会 長 このほか、事務局から伝達事項がございますでしょうか。

賃金室長 事務局から 9 月 1 日に業務改善助成金が拡充されましたので、それについて簡潔に説明させていただきます。

 お手元の議事次第の後ろから 2 ページ目をご覧ください。

 ご存じのとおり、業務改善助成金は、事業場内の最低賃金の引上げと、設備投資を行った場合にその費用の一部を助成するというものです。この助成金の助成率が一部 4 / 5 から 9 / 10 すなわち 9 割に引上げられております。

 今回、高知県最低賃金が 33 円引上げられましたので、10 月 9 日までに高知県最低賃金の引上げに合わせていただき申請していただきますと、設備にかかる費用が助成されることとなります。

 ただ 10 月 9 日までに申請できない場合は、最低賃金の引上げを行った後に、さらに 30 円以上の引上げをして設備投資をするという要件の一部を満たすと・・・10 月 9 日の効力発生日までに申請を行っておくということがメリットのある引上げとなります。

 それから、次のページをご覧ください。同じく 9 月 1 日に業務改善助成金に特例コースが設けられております。こちらは、最低賃金の引上げに合わせて、853 円に引上げておいて、その後からゆっくりと設備投資をどのようなものにするかというようなことを検討いただいて申請を行うことができるというものです。

 申請自体は来年の令和 5 年 1 月 31 日までに行っていただくということになりますけれども、特例コースの対象となる事業場については、このページの 2 に書かれていますけれども、原材料費などの高騰で直近の 3 か月のうちの 1 か月において 5 % 以上利益が下がっている事業場、それから、コロナの関係で直近の 3 か月の期間が 3 年前、2 年前、1 年前と比べて 30 % 以上の売上が下がっている事業場となります。

 次に裏面をご覧ください。最低賃金に合わせて引上げるだけで助成率が 4 / 5 すなわち 80 % で、助成対象としては、PC、スマホ、タブレット、あと乗車定員 7 人以上の車両も含まれます。それから広告宣伝費、事務室の拡

大、机、いすなども助成の対象になりますので、これから、活用されるよう周知していきたいと考えております。また、当該助成金の周知は、9月1日以降、美容組合、喫茶・飲食組合、クリーニング組合、旅館・ホテル組合の機関紙に差し込みを依頼しておりまして、合計で1,050ぐらいの事業者に配っております。

また、拡充された助成金については、報道機関に広報依頼を行うとともに、監督署長会議を開きまして、各署長に商工会議所、商工会の担当者にこの助成金の説明をしてくるように指示しております。

以上でございます。

局長 　　少し訂正したいと思いますが、業務改善助成金の通常コースの説明において地域別最低賃金の引上げに合わせて、10月9日までに引上げ申請を行えば対象となると言いましたが、正確には、その前日の10月8日までに行う必要があります。

会長 　　それでは、以上で本日予定した議事は終了しましたが、ほかに何かありますか。

特になし

会長 　　特にないようでしたら、最後に、私から一言申し上げます。
電子の必要性の審議につきましては、特別小委員会の皆様に、慎重かつ円滑な審議をいただきましたことを、本審議会を代表して、感謝申し上げます。
それでは、本日の審議はこれをもって閉会とします。

[閉会] 午後3時24分